



# ごみ・リサイクル・環境

## ごみ

### 清掃事務所

Qwb 316

立石5-13-1 ☎03-3693-6113 65ページ

**【窓口受付時間】** 午前8時30分～午後5時  
月～土曜日(12月31日～1月3日を除く)

### ごみの収集

Qwb 317

清掃事務所 ☎03-3693-6113

#### 【収集作業についての問い合わせ】

午前7時40分～午後4時25分

プラマーク・資源・燃やすごみ・燃やさないごみは  
収集日の朝8時までに集積所に出してください。

収集曜日は、清掃事務所にお問い合わせください。

区ホームページ、資源とごみの収集カレンダーでも  
収集曜日をご案内しています。

#### プラマーク(プラスチック製容器包装) 週1回

商品を入れたり包んでいた、プラマークのついて  
いるプラスチック製の入れ物(容器)や袋、包装など  
をいいます。プラマークを目安に分別し、汚れのある  
ものは、洗うなどしてきれいなものだけを出してく  
ださい。

#### 資源 週1回

ペットボトル・食品トレイ・古紙類・びん・缶が「資  
源」となります。キャップやラベルははずして、適切  
に分別してください。汚れのあるものは、洗うなどし  
てきれいなものだけを出してください。

#### 燃やすごみ 週2回

生ごみ・紙くず・衣類・木くず・プラマーク以外のプ  
ラチック類・ゴム製品・革製品などが「燃やすごみ」  
となります。

#### 燃やさないごみ 月2回

金属類・ガラス製品・陶磁器・乾電池・蛍光管・  
30cm以下の家電製品などが「燃やさないごみ」とな  
ります。スプレー缶・カセットボンベ・ライターは必  
ず中身を使い切ってから、他の燃やさないごみとは  
別の袋に入れて出してください。

#### 粗大ごみ 申込制

高さ・幅・奥行のいずれか1辺が30cmを超える電  
気・ガス・石油器具、家具、寝具、自転車などが粗大ご  
みです。粗大ごみの出し方は、収集と持ち込みの2種  
類あり、いずれも事前に電話かインターネットで粗  
大ごみ受付センターへの申し込みが必要です。

粗大ごみ受付センター ☎03-5296-4400

※かけ間違いのないよう、番号をお確かめの上、おかけください。

**【受付時間】** 通年(年末年始を除く)午前8時～午後7時  
インターネット 24時間受け付け

<https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>

収集の場合は、粗大ごみに葛飾区の有料粗大ご  
み処理券を貼って、収集日当日の朝8時までに、指定さ  
れた場所へ出してください。

持ち込みの場合は、粗大ごみに葛飾区の有料粗大  
ごみ処理券を貼って、持込決定日の午前8時～午後4  
時までに、希望された持込ステーションに持ち込ん  
でください。

葛飾東(東水元)粗大ごみ持込ステーション(都北運輸株内)東水元4-5-6

葛飾西(奥戸)粗大ごみ持込ステーション(東都運業株内)奥戸3-23-28

#### 臨時ごみ

ご家庭から一時的に多量のごみを出す場合は45  
ℓ袋1袋につき300円、70ℓ袋1袋につき500円の有  
料粗大ごみ処理券の貼付が必要です。なお、事前にお  
申し込みが必要となりますので、清掃事務所までご  
連絡ください。

#### 火災ごみ

火災に遭われたご家庭のごみの処理については、  
清掃事務所にお問い合わせください。

#### 清掃事務所では収集できないもの

家電リサイクル品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷  
凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)は、家電リサイクル受付セ  
ンターへお申し込みください。

家電リサイクル受付センター ☎03-5296-7200

パソコンはメーカーへ依頼してください。メー  
カーが不明な場合は、(一社)パソコン3R推進協会へ  
お申し込みください。

リネットジャパンリサイクル株式会社でも回収を  
行っています。

(一社)パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

ホームページ <https://www.pc3r.jp/>

リネットジャパンリサイクル株式会社

☎0570-085-800

ホームページ <https://www.renet.jp/>

その他収集できないもの(消火器・バッテリー・バ  
イク・タイヤ・石油類・ペンキ・薬品類・ピアノ・金庫・  
石・砂・土など)は、購入店もしくは各専門業者に引き  
取り・処理を依頼してください。不明な場合は、清掃  
事務所までお問い合わせください。



## 事業系ごみ

Qwb 318

☞清掃事務所 ☎03-3693-6113

事業系ごみは、自己処理(処理業者委託を含む)してください。

### 「事業系ごみ」とは

家庭生活から発生する「家庭ごみ」以外はすべて事業系ごみです。

事業そのものから出たごみの他、従業員の飲食した後の弁当容器なども含まれます。「事業所(お店)」と「お住まい」が同一の場合は、「事業系ごみ」と「家庭ごみ」を区別して出してください。

### 区の収集を利用する場合

区の収集に出せる事業系ごみの量は、ごみの排出1回当たり90ℓ(45ℓ袋で2袋)までです。事業系ごみは全て有料になりますので、葛飾区発行の事業系有料ごみ処理券(有料シール)を貼って出してください。

90ℓを超える場合は、民間の許可業者による収集を利用してごみを処理してください。

### 自己持ち込み(事業系の一般廃棄物)

自分で処理施設に運搬した場合は1kgにつき15.5円の手数料がかかります。

処理施設・手続きなどについては、清掃事務所にお問い合わせください。

# リサイクル

かつしかエコライフプラザ ☎03-3696-8225

☞立石1-9-1 ☎03-3696-8225

ごみ減量や環境に関する学習・実践の場として、幅広い年齢層を対象にした講座やイベントを実施しています。

【開館時間】 午前9時～午後6時

(喫茶コーナー「タッセル」の営業時間は午前10時～午後5時)

【休館日】 毎月第4木曜日、年末年始(12月31日～1月3日、日用不用品販売コーナー「ゆず屋」、喫茶コーナー「タッセル」は、12月29日～1月3日)、立石図書館の特別整理期間

リユース家具展示・販売コーナー・日用不用品販売コーナー「ゆず屋」・喫茶コーナー「タッセル」は毎週木曜日休業です。木曜日が祝日の場合は、翌平日が休業です(喫茶コーナー「タッセル」はいずれも休業)。

### リユース家具展示・販売コーナー

☞かつしかエコライフプラザ内 ☎03-3696-6921

粗大ごみとして出された家具の中からまだ使えるものを修理した後、展示し希望者に申し込み順で有料提供します。展示品に関しては、区ホームページをご覧ください。

【点数制限】 1人当たり月3点まで

【申込資格】 区内在住・在勤・在学18歳以上の方(免許証など証明できる物をお持ちください)

## 日用不用品販売コーナー「ゆず屋」

☞かつしかエコライフプラザ内 ☎03-3693-2223

【営業時間】 月～金曜日/午前10時～午後5時

土・日曜日、祝日/午前9時～午後6時

新品同様の日用品・衣料品の受け入れ・販売をします。区オリジナル古紙再生品(トイレトペーパー)の販売も行っています。

### エコトレーニングルーム(展示・学習コーナー)

環境や3Rに関するパネルの展示の他、分別ゲームや発電装置など、体験を通してごみ減量や環境について楽しく学べるコーナーです。

### 環境・3R情報コーナー

ごみ減量や環境に関する書籍やDVDなどを取りそろえています。貸し出しも行っています。

### 研修室

100人まで利用可能です。登録団体や一般の方への貸し出しを行います(有料)。日曜日、祝日および12月29・30日の夜間は利用できません。

### 【目的内利用料金】

午前	午後(1)	午後(2)	午後(全)	夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1～3時	午後3時30分～ 5時30分	午後1時～ 5時30分	午後6時～ 9時30分	午前9時～ 午後9時30分
600円	450円	450円	900円	1,000円	2,000円

上記は、ごみの減量および環境の保全を推進する行動に関する学習・実践を目的に活動をし、規定の要件を満たす登録団体が使用する場合です。目的外利用についてはお問い合わせください。

付帯設備(ワイヤレスマイク、CDプレイヤー、ビデオプロジェクター、ブルーレイレコーダー)の使用料は別料金です。

## リサイクルセンター

Qwb 320

☞堀切4-6-12 ☎03-5670-2992

粗大ごみとして出された家具などの中からまだ使える物を展示しています。希望者に申し込み順で無料提供します。

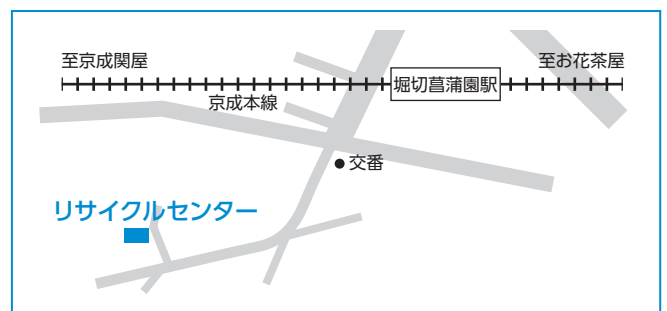
【開館時間】 午前9時～午後6時

【休館日】 木曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始(12月31日～1月3日)、立石図書館の特別整理期間

【点数制限】 1人当たり月3点まで

【申込資格】 区内在住・在勤・在学18歳以上の方(免許証など本人確認できる物をお持ちください)

【交通】 堀切菖蒲園駅 徒歩6分



## 区施設などでの資源回収

☎清掃事務所 ☎03-3693-6113

集積所での資源回収以外にも、区施設などで行っている「拠点回収」があります。

### ペットボトル・乾電池・使用済みインクカートリッジ・小型家電

回収拠点	所在地
青戸地区センター	青戸 5-20-6
奥戸総合スポーツセンター	奥戸 7-17-1
お花茶屋図書館	お花茶屋 2-1-15
亀有学び交流館	お花茶屋 3-5-6
鎌倉図書館	鎌倉 2-4-5
中央図書館 ※ 1	金町 6-2-1
亀有図書館	亀有 1-17-5
亀有地区センター	亀有 3-26-1 リリオ館 7階
柴又学び交流館	柴又 5-33-8
新小岩地区センター	新小岩 2-17-1
高砂地区センター	高砂 3-1-39
四つ木地区センター	宝町 1-1-22
かつしかエコライフプラザ	立石 1-9-1
葛飾区役所	立石 5-13-1
清掃事務所 ※ 2	立石 5-13-1
金町地区センター	東金町 1-22-1
上小松図書館	東新小岩 3-12-1
新小岩北地区センター	東新小岩 6-21-1
水元図書館	東水元 1-7-3
東四つ木地区センター	東四つ木 1-20-4
堀切地区センター	堀切 3-8-5
南綾瀬地区センター	堀切 7-8-22
水元学び交流館	南水元 2-13-1

回収時間は施設の開館時間内となります。

※1はペットボトル・乾電池・小型家電の回収はできません。

※2はペットボトル・乾電池の回収はできません。

#### 古布・古着類(常設)

☎清掃事務所 立石5-13-1

かつしかエコライフプラザ 立石1-9-1

(株)赤松商店 堀切4-16-11

(株)共和興業 東金町7-26-12

葛飾東(東水元)粗大ごみ持込ステーション 東水元4-5-6

葛飾西(奥戸)粗大ごみ持込ステーション 奥戸3-23-28

※回収は施設の開所時間内となります。

#### 古布・古着類(巡回)

回収日	時間	回収拠点(所在地)
毎月第1木曜日	午前9時30分~11時	高砂地区センター(高砂3-1-39)
	午後3時~4時30分	テクノプラザかつしか(青戸7-2-1)
毎月第2木曜日	午前9時30分~11時	亀有公園(亀有5-36-1)
		水元図書館(東水元1-7-3)
	午後0時30分~2時	水元地区センター(水元3-13-22)
		西水元地区センター(西水元5-3-1-101)

回収日	時間	回収拠点(所在地)
毎月第3木曜日	午前9時30分~11時	高砂地区センター(高砂3-1-39)
	午後0時30分~2時	ウェルピアカつしか(堀切3-34-1)
	午後3時~4時30分	南綾瀬地区センター(堀切7-8-22)
毎月第4木曜日	午前9時30分~11時	亀有公園(亀有5-36-1)
		東四つ木地区センター(東四つ木1-20-4)
	午後0時30分~2時	奥戸総合スポーツセンター(奥戸7-17-1)
		中道公園(西亀有1-3-1)
午後3時~4時30分	新小岩地区センター(新小岩2-17-1)	
	金町公園(柴又3-24-1)	
毎月第1土曜日	午前9時30分~11時	南綾瀬地区センター(堀切7-8-22)
	午後0時30分~2時	新小岩地区センター(新小岩2-17-1)
	午後3時~4時30分	水元図書館(東水元1-7-3)
毎月第4土曜日	午前9時30分~11時	清掃事務所新宿分室(新宿3-17-5)
	午後3時~4時30分	テクノプラザかつしか(青戸7-2-1)

祝日・年末年始は回収はしません。

必ずビニール袋に入れ、口をしぼって出してください。

## 小型家電の拠点回収

☎清掃事務所 ☎03-3693-6113

家庭で不用となった小型家電を回収しています。

小型家電には鉄やアルミ、金・銀・銅などの希少金属が含まれています。回収した小型家電は、国が認定した再資源化事業者を引き渡しリサイクルします。

**【回収品目】** 携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、携帯型ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、ポータブルカーナビ、電子辞書、ACアダプタ等コード類

#### 【回収ボックス設置場所】

回収拠点	所在地
イトーヨーカドー金町店	東金町 1-10-8
イトーヨーカドーアリオ亀有店	亀有 3-49-3
イトーヨーカドー高砂店	高砂 3-12-5
西友新小岩店	新小岩 1-29-1

回収時間は施設の開館営業時間内となります。

上記以外の施設でも回収を行っています(区施設などで行っている「拠点回収」の表参照(左上の表、なお、中央図書館を除く))。詳しくは区ホームページまたは「資源とごみの収集カレンダー」をご確認ください。



## 資源の集団回収

Qwb 322

☎清掃事務所 ☎03-3693-6113

家庭から出る資源を地域の団体が自主的に回収する活動です。

区に登録していただいた団体に対して、回収した資源1kgにつき7円の報奨金を支給します。また、一定の条件を満たした団体には、報奨金の他に加算金を支給します。

区では、リサイクル推進のため集団回収活動を支援しています。

## 家庭用生ごみ処理機・コンポスト 化容器購入助成

Qwb 323

☎リサイクル清掃課 ☎03-5654-8273

生ごみの減量・堆肥化につながる家庭用生ごみ処理機やコンポスト化容器購入費を補助します。

詳しくはお問い合わせください。

## リサイクル自転車の販売

Qwb 324

☎交通政策課 交通安全対策担当  
☎03-5654-8386

引き取りがなく、状態のよい放置自転車を清掃・修理のうえ、以下の取扱店において、5,000～10,000円で販売しています。

※清掃・修理は、障害がある方の就労支援制度を活用し、作業を行っています。

リサイクル自転車取扱店

店名	所在地	電話番号
石原輪業	堀切 1-22-19	03-3691-2536
サイクルセンターオオトモ	堀切 4-58-19	03-3602-6558
サイクルプラザイワサキ	四つ木 2-30-14	03-3697-4124
古川サイクル	東四つ木 3-49-14	03-3697-3177
松田輪業モータース	立石 8-33-7	03-3691-5057
羽鳥自転車商会	青戸 3-27-16	03-3602-1951
河内サイクル	青戸 4-24-15	03-3602-6781
森田商会	新小岩 2-7-2	03-3651-5995
サイクル工房ジャックス	東新小岩 5-9-8	03-3692-6554
鈴木輪業	奥戸 7-2-14	03-3696-3102
サイクル&モーターわたなべ	奥戸 2-29-9	03-3692-9244
サイクルショップさいとう	西水元 2-13-15	03-3609-0363
サイクルショップアズマ	白鳥 3-6-13	03-3690-3120
サイクルショップカドイ	お花茶屋 3-6-9	03-3601-2048
飯村サイクル	金町 4-24-7	03-3607-4615
サイクルショップミズシロ	金町 6-7-22	03-3607-3391

## 不用品交換情報

Qwb 325

☎リサイクル清掃課 ☎03-5654-8273

ご家庭で不用となった譲りたい品物や、譲ってほしい品物の情報を登録し、区の施設や区ホームページでお知らせしています。希望する品物があった場合は、登録者と直接交渉し、有効利用することができます。区では品物を預かることはできません。

### 【登録ハガキ設置場所】

リサイクル清掃課、区役所2階総合案内、清掃事務所、リサイクルセンター、区民事務所、図書館、学び交流館、児童館、ウィメンズパル内リサイクルコーナー、かつしかエコライフプラザ 他

【申込方法】 リサイクル清掃課窓口、ファクス、区ホームページからオンライン申請または「情報登録ハガキ(専用)」を使って、本人がお申し込みください。詳しくはお問い合わせください。

## 環境学習

Qwb 326

☎リサイクル清掃課 ☎03-5654-8273

保育園、幼稚園、小・中学校、地域のグループ、自治町会、PTAなどを対象に、環境学習を行います。

一例として、就学前児童を対象としたごみ分別ゲームや小学生向けの体験型ゲームを実施します。また、中身の見える清掃車「リーちゃんGO」への模擬ごみの積み込み体験もできます。



【葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター リー(Ree)ちゃん】

## フードドライブの常設窓口

Qwb 726

☎リサイクル清掃課 ☎03-5654-8273

「食品ロス」削減を目的に、家庭で余っている食品をお持ちいただく窓口を設置しています。集まった食品は、社会福祉協議会と連携して、福祉施設や子ども食堂などにお渡しします。

【受付場所・日時】 リサイクル清掃課(区役所4階409番) 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) / 午前8時30分～午後5時15分

詳しくはお問い合わせください。



# 生活環境

## 空き地の雑草

🔍wb 328

📍環境課 ☎03-5654-8239

近所の空き地に雑草が茂ってお困りの方は、ご相談ください。土地の所有者や管理者の方は、雑草を早めに刈り取り、空き地の適正な管理に努めてください。草刈機の貸し出し(無料)なども行っています。

## 自宅の樹木害虫防除

🔍wb 329

📍環境課 ☎03-5654-8239

自宅の樹木害虫でお困りの方に、防除方法を説明します。世帯全員が介護保険の要介護または要支援の認定を受けている、または世帯全員が身体障害者手帳2級以上の交付を受けている世帯は区の負担で樹木害虫駆除を行います。

## 道路の樹木害虫防除

▷区道の樹木

📍道路補修課 ☎03-5654-9586

▷都道の樹木

📍東京都第五建設事務所 ☎03-3692-4504

▷国道の樹木

📍国土交通省亀有出張所 ☎03-3600-5541

## 蚊・ねずみの相談

🔍wb 331

📍生活衛生課 ☎03-3602-1242

蚊などの害虫やねずみでお困りの方に、駆除方法を説明します。

## ハチの相談

🔍wb 332

📍すぐやる課 ☎03-5654-8448

ハチに関することでお困りの方は、ご相談ください。

## 野鳥・野生動物の相談

📍環境課 ☎03-5654-8237

## カラスの巣撤去

🔍wb 333

カラスが一般家庭や区が管理する公園または道路などの樹木に巣を作り、周辺の住民や通行人に対して親鳥から強い威嚇や攻撃があった場合には、緊急的な処置として巣の撤去を行います。

## ハトによる被害

🔍wb 333

ハトによる被害でお困りの方に、対処方法を説明します。

## 野鳥・野生動物の保護

🔍wb 448

ケガをしている野鳥やヒナ(カラスやハトを除く)などの野生動物を見つけましたら、対処方法を説明します。

## ハクビシンやアライグマによる被害

🔍wb 449

ハクビシンやアライグマに家に入りこまれたり、ベランダにフンをされたりしてお困りの方に、対処方法を説明します。

## 公害についての相談

🔍wb 334

📍環境課 ☎03-5654-8238

工場、建物の解体工事などによる騒音・振動などでお困りの方の相談に応じます。

## 公害法令による届け出

🔍wb 335

📍環境課 ☎03-5654-8236

### 工場の認可

工場を設置したり、既設工場の建物、設備機械などを変更したりするときは、事前に工場認可の申請が必要です。

### 指定作業場の設置(変更)

駐車場(収容能力20台以上)やボイラー(伝熱面積5㎡以上)などを設置したり、届出済みの設備機械を変更したりするときは、事前に指定作業場の届け出が必要です。

### 特定施設の設置(変更)

空気圧縮機(7.5kw以上)などの騒音・振動を発生する設備機械を設置したり、既設の設備機械などを変更したりするときは、事前に特定施設の届け出が必要です。

### その他届け出が必要な場合

▷有害物質を取り扱ったことのある工場または指定作業場の廃止時などに土壌汚染調査などを行ったとき。

▷工場の公害防止管理者を選任、解任したとき。

▷地下水揚水施設(井戸)を設置したり、既設の揚水施設の構造などを変更したりするとき。



# 自然環境・エコライフ

## 保存樹木・樹林の指定と維持費用の補助

Qwb 337

→環境課 ☎03-5654-8239

貴重な緑を守るため、地上から1.5mの高さで幹の直径が35cm以上の樹木を保存樹木、500㎡以上の樹林を保存樹林として申請に基づいて指定し、保全に必要な費用の一部を補助します。

## グリーンバンク(緑の銀行) Qwb 338

→環境課 ☎03-5654-8239

住宅の増改築などにより、やむを得ず伐採される樹木を区が引き取り、希望者に提供します。引き取りには条件があります。また、「ほしい木」「あげたい木」を区に登録して、ホームページで公表し、区民の方同士が直接樹木の引き渡しを行うこともできます。いずれも、引き取り費用はもらい受ける方の負担です。

## 樹木医の派遣 Qwb 339

→環境課 ☎03-5654-8239

貴重な緑を守るため、地上1.5mの高さにおける幹の周長が1.5m以上の病気の疑いがある樹木を対象に、樹木医を派遣し点検などを行います。

## 地域緑化活動の支援 Qwb 340

→環境課 ☎03-5654-8239

身近な緑の創出と、街並みの景観および美観の向上を図るため、区内の公開性の高い公有地などで緑化活動を行う団体に花の苗などを配布します。

## 花いっぱいのもちづくり Qwb 727

→環境課 ☎03-5654-8239

区では、区民と区が協働し、駅前広場や沿道など、まちを花と緑で彩る「花いっぱいのもちづくり活動」が広がっています。区で行っているタネや花苗などの配布や講習会などを利用して、地域や団体による多様な取り組みが進んでいます。

活動については、花いっぱいのもちづくりホームページをご覧ください。

<https://www.hanaichi-katsushika.jp/>

## 自然保護区域

Qwb 341

→環境課 ☎03-5654-8237

フジバカマが自生している水元さくら堤と、昔の水郷の面影を残し、多くの生き物が生息する大場川の中州を自然保護区域に指定し、保全しています。

## 自然環境レポーター Qwb 342

→環境課 ☎03-5654-8237

葛飾区内に生息する身近な自然の動植物の状況や、暮らしの中の生活環境について、区に登録した自然環境レポーターが調査し、結果を四半期ごとに「自然環境レポーター通信 水辺のふるさと かつしか」にまとめて公表しています。

## かつしかエコ助成 Qwb 343

→環境課 ☎03-5654-8228

太陽光発電システム・省エネ設備機器などの設置や、屋根・窓・壁などの遮熱塗装・断熱改修、電気自動車等の購入などを行う方に費用の一部を補助します。設置前にご相談ください。

## 生け垣造成・整備の補助 Qwb 505

→環境課 ☎03-5654-8239

緑豊かな生活環境にするため、生け垣を新設する方や既存のブロック塀などを生け垣にする方に、費用の一部を補助します。着工前にご相談ください。

詳しくは、生垣助成(24ページ)を参照してください。

## 屋上緑化・壁面緑化の補助 Qwb 346

→環境課 ☎03-5654-8239

緑化の推進とヒートアイランド現象の緩和など、生活環境の向上を図るため、建築物の屋上や壁面に新たに緑化を行う方に、費用の一部を補助します。着工前にご相談ください。

## かつしかエコチャレンジ・エコマスター Qwb 348

→環境課 ☎03-5654-8228

省エネ・省資源などに取り組むことを宣言した区民の中で、取り組みと成果を報告した家庭を「エコチャレンジ」として認定し、その中で優れた成果があった家庭を「エコマスター」として認定します。





## 動物・ペット

### 犬の登録と狂犬病予防注射 **Qwb 349**

➔生活衛生課 ☎03-3602-1242

犬を飼い始めたときは、犬の登録をしてください。鑑札を交付します。

また、狂犬病予防注射を一年に1回接種し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

【登録手数料】 3,000円

【注射済票交付手数料】 550円

犬鑑札と注射済票は犬に必ず装着してください。飼い犬が死亡したときや登録事項に変更があった場合は、区民事務所・保健所生活衛生課に届け出てください。

区ホームページからオンライン申請(死亡届・区内転居)もできます(85ページ)。

※区外からの転入・所有者変更は、保健所または区民事務所でのみ申請可

### 動物(犬・猫など)の死体処理 **Qwb 350**

飼い主等がいる犬・猫などの動物死体

➔清掃事務所 ☎03-3693-6113

犬・猫などの動物死体(25kg未満)は、飼い主、土地・建物の管理者・所有者の届け出により、清掃事務所が有料で引き取ります。

飼い主が不明の動物の死体

▷区道・側溝などにあるときは

➔道路保全事務所 ☎03-5654-9590

▷都道にあるときは

➔清掃事務所 ☎03-3693-6113

▷国道にあるときは

➔国土交通省亀有出張所 ☎03-3600-5541

▷河川にあるときは

➔河川管理者

詳しくは道路保全事務所(☎03-5654-9590)にお問い合わせください。

### 犬・猫の譲渡を受けたいとき

➔東京都動物愛護相談センター  
世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

一定の条件を満たす方に譲渡しています。事前に、電話で譲渡前講習会への申し込みが必要です。

### ペット(犬・猫など)が行方不明のとき、飼い主不明のペットを保護したとき **Qwb 352**

➔葛飾警察署 ☎03-3695-0110

➔亀有警察署 ☎03-3607-0110

➔生活衛生課(健康プラザかつしか内)  
☎03-3602-1242

➔東京都動物愛護相談センター  
世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

ペット(犬・猫など)が行方不明になったときや、飼い主不明の負傷したペットなどを保護したときは、警察署、生活衛生課および東京都動物愛護相談センターへ連絡してください。

### 犬や猫を飼い続けられないとき

➔東京都動物愛護相談センター  
世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

飼い犬や飼い猫を、やむを得ない事情で飼いきることができない場合は、新しい飼い主を探す努力をしてください。引き取りについては、詳しくお話を伺いますので、必ず事前にご相談ください。

### 危険な動物の飼養許可・動物取扱業の登録 **Qwb 355**

➔東京都動物愛護相談センター  
世田谷区八幡山2-9-11 ☎03-3302-3507

ワニ、ヘビ類、サル類などの危険な動物を飼養・販売する場合や動物取扱業を開業する場合は、事前にお問い合わせください。

## 自動車・自転車駐車場

自動車・自転車駐車場などの場所は、「かつしかの地図」でも確認できます。

### 自動車駐車場(有料) **Qwb 356**

➔タイムズ24コンタクトセンター  
☎0120-77-8924(一時利用)  
☎0120-02-8924(定期利用)  
☎0120-32-8924(売り切り定期、金町南のみ)

亀有南駐車場(亀有パーキングリリオ)  
(回数券、定期券あり) 亀有3-26-3

▷自動車 午前7時～午後10時  
最初の1時間 400円 以降30分ごと200円  
午後10時～午前7時 30分ごと100円  
駐車後24時間まで 最大900円

▷バイク 1日1回200円

四つ木駐車場(定期券あり)四つ木1-6-5

▷自動車 40分ごと200円



駐車後24時間まで 最大800円

午後7時～午前8時 最大300円

### 金町南駐車場(ヴィナシス金町パーキング)

(回数券、定期券あり) 金町6-2-1

▷自動車 最初の1時間400円

午前8時～午後10時 以降30分ごと200円

午後10時～午前8時 以降1時間ごと100円、当日1日最大900円(日付が変わると再度料金が掛かります)

### 新小岩北駐車場(定期券あり) 西新小岩1-1

▷バイク 午前8時～午後10時 1時間ごと110円(12時間最大550円)

午後10時～午前8時 2時間ごと110円(最大220円)

## 自転車駐車場(有料)

◎交通政策課 交通安全対策担当

☎03-5654-8386

**【利用時間】** 各駅の始発・終電に対応(金町駅北口自転車駐車場の一部は午前6時～午後11時)

**【利用料金】** 施設により異なります。

▷一時利用

1日1回100～150円、回数券11回1,000～1,500円

▷定期利用

一般 1カ月最大2,700円、3カ月最大6,600円

学生 1カ月最大1,900円、3カ月最大4,700円

※生活保護、児童扶養手当などを受けている方などは、定期利用料金の減額があります。詳しくは指定管理者または各自転車駐車場にお問い合わせください。

### 【利用方法】

▷一時利用 その都度利用料金を支払ってください。満車の場合はお断りすることがあります。

▷定期利用 利用申し込みは各自転車駐車場で受け付けています。希望者が多い場合は順番待ちとなります。

定期券販売期間、受付時間など詳しくは、各自転車駐車場または指定管理者へお問い合わせください。

金町駅北口(西側・東側)、亀有東は、限定駐車場のため、定期利用をするには住所などの条件があります。

駅	駐車場	所在地	電話番号
金町	金町駅北口(西側) ▲	東金町1-22-1先	03-3627-7964
	金町駅北口(東側)	東金町1-45-13先	03-3608-7189
	金町駅北口(東金町側)	東金町3-5-9先	03-5699-9068
	金町高架下	金町6-7-24先	03-3600-5769
	金町南(原付あり)(一時利用専用)	金町6-13-5	03-3609-1071
	東金町一丁目(原付あり)	東金町1-9	03-3607-9888

駅	駐車場	所在地	電話番号	
新小岩	新小岩駅北口 ▲	西新小岩1-6-6	03-3691-7909	
	西井堀第一・第二	西新小岩1-1		
	西井堀第三 ▲	西新小岩1-2-1先		
	西井堀第四(一時利用専用)	西新小岩1-1-3~4		
	新小岩東 ▲	新小岩4-2-3先		
	西井堀せせらぎパーク ▲	東新小岩5-1-12先		
	新小岩駅南口	新小岩1-29-1		03-5678-6192
	新小岩南第一 ▲	新小岩1-34-12		
	新小岩南第二 ▲	新小岩2-12-9		
亀有	新小岩東北	東新小岩1-18先	03-3697-3635	
	亀有東	亀有3-25-2	03-3602-2114	
	亀有南(パーキングリリオ)	亀有3-26-3	03-3604-8354	
	亀有駅南口公園下	亀有3-25-1	03-5680-6025	
高砂	亀有西(原付あり)	亀有4-33-6先	03-3628-6251	
	高砂	高砂5-6-7	03-3627-7945	
四ツ木	四つ木高架下	東四つ木3-23-1	03-3694-2811	
立石	立石北第一 ▲	立石1-22-6 立石4-25-11 立石7-1-15 立石7-3-16	03-5670-9207	
	立石北第二 ▲	立石4-18-8		
	立石北第三(一時利用専用)	立石4-23-1		
	立石南第一 ▲	立石1-22-15		
お花茶屋	お花茶屋地下(自転車)地上部分(原付)	白鳥2-1-1	03-3838-8270	
	お花茶屋南	白鳥1-1-12先	03-5670-1566	
	お花茶屋西	お花茶屋1-18-12先	03-3690-1120	
堀切菖蒲園	堀切北第一 ▲	堀切4-57-13	03-3604-5036	
	堀切北第二	堀切4-56-6		
	堀切南第一 ▲	堀切5-7-10先		
青砥	青戸北第一 ▲	青戸3-27-6	03-5650-5120	
	青戸高架下第一 ▲	立石6-35-10先 立石6-39-8先		
	青戸南第一 ▲	青戸3-33		
	環七青砥橋下 ▲	青戸2-12-15		
柴又・新柴又	新柴又高架下第一 ▲	鎌倉3-20-4先	03-5668-9585	
	新柴又高架下第二	柴又5-13-11先		
綾瀬	足立区へお問い合わせください		03-3880-5111	

▲は定期利用専用

電話がつかない場合は下記にお問い合わせください。

▷亀有・高砂駅の指定管理者

◎株式会社ソーリン ☎03-5856-4647

▷その他の駅の指定管理者

◎シルバー人材センター自転車事務センター ☎03-5654-0437



## 自転車置場(無料)

Qwb 357

交通政策課 交通安全対策担当  
☎03-5654-8386

四つ木北(四つ木1-8-9先) どなたでも利用できます。  
東立石(東立石3-25-12先)(登録制)

自宅から駅まで約800メートル以上離れている方が、通勤や通学に自転車を使用する場合に利用できます。登録は住所と通勤、通学先の所在地が確認できる物と防犯登録番号を、交通政策課交通安全対策担当まで持参してください。

## バス利用者用駐輪場(サイクル&バスライド)(無料)

Qwb 728

交通政策課 ☎03-5654-8397

バス利用者用駐輪場(サイクル&バスライド)とは、バス停付近にバス利用者が利用できる自転車駐輪場を整備する取り組みです。バス停が遠いなどの理由でバスを利用しなかった人にも、バスが利用しやすくなります。現在区内に9カ所あります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

## 放置自転車の撤去

Qwb 359

交通政策課 交通安全対策担当  
☎03-5654-8386

駅周辺の道路・広場などの公共の場所を放置自転車整理区域に指定し、自転車の放置を禁止しています。整理区域内で警告の札を貼られ1時間以上放置されている自転車は、撤去し保管所に移送します。

引き取りは保管所へおいでください。告示の日から1カ月以内に引き取りのない自転車は処分します。

### 自転車保管所

保管所	所在地 電話番号	所管整理 区域	開所日時 (12/29~1/3は休業)
新小岩	新小岩1-5先 ☎03-3651-4966	新小岩駅周辺	▷全日 午前9時~午後7時
高砂	高砂7-7-8 ☎03-5699-1986	亀有・青砥・高砂駅周辺	▷月~土曜日 (祝日を除く) 午前9時~午後6時 ▷日曜・祝日 午後1~6時
白鳥	白鳥1-11-11先 ☎03-3693-4154	お花茶屋・立石・堀切菖蒲園・四ツ木・綾瀬駅周辺	▷月~土曜日 (祝日を除く) 午前9時~午後6時 ▷祝日の土曜日、日曜日 午後1~6時 ※祝日が月~金曜日の場合は休業
新柴又	柴又5-29-15 ☎03-5668-0241	金町・柴又・新柴又駅周辺	

### 【持参する物】

- ▷手数料(1台につき3,000円)
- ▷自転車の鍵

▷引き取りに来る方の住所と氏名を確認できる物(運転免許証など)

## 不用自転車の引き取り

Qwb 360

交通政策課 交通安全対策担当  
☎03-5654-8386

区内在住の個人が所有し、防犯登録番号が確認できる走行可能な自転車を自転車保管所(左記参照)で無償で引き取ります。詳しくはお問い合わせください。

# 道路

## 区道についての相談

Qwb 361

▷家の新築や増築などで道路上のガードパイプやカーブミラーなどを移設したいとき	道路管理課 ☎03-5654-8574
▷舗装や排水施設などの道路施設およびガードパイプやカーブミラーなどの交通安全施設の損傷を発見したとき ▷道路(区道)上に自転車(※)、家具などが放棄されているとき (※) 駅周辺整理地区内の放置自転車は交通政策課 ☎03-5654-8386へ ▷道路施設にはり紙、はり札、立看板などが掲出されているとき ▷道路、駅前広場、公衆便所などの清掃 ▷河川堤防など公有地の草刈り ▷道路(区道)上に犬猫などの動物死体が放棄されているとき	道路保全事務所 ☎03-5654-9590
▷駅周辺の放置自転車整理区域の放置自転車	交通政策課 交通安全対策担当 ☎03-5654-8386
▷街路灯のランプ切れや故障を発見したときご連絡いただく場合は、「葛飾区街路灯」標示板の番号をお知らせください。	道路補修課 ☎03-5654-9585
▷街路樹(緑地帯)の剪定や害虫駆除、除草などについて	道路補修課 ☎03-5654-9586
▷道路修繕・改修工事、掘削道路復旧工事について	道路補修課 ☎03-5654-9583
▷交通安全施設整備工事について	道路補修課 ☎03-5654-9584
▷橋梁修繕・改修工事について	道路補修課 ☎03-5654-9582
▷区道と民地との境界の確認申請について	道路管理課 ☎03-5654-8380

## 都道・国道についての相談

都道(環状七号線・蔵前橋通り・平和橋通りなど)

交通政策課 東新小岩1-14-11  
☎03-3692-4574

国道(水戸街道)

国土交通省亀有出張所 新宿4-21-1  
☎03-3600-5541

## 道路の占用(使用)許可 wb 363

- ➔道路管理課 ☎03-5654-8379
- ➔葛飾警察署 ☎03-3695-0110
- ➔亀有警察署 ☎03-3607-0110

道路を占用(使用)する場合、許可を受けることが必要です。日よけや看板などの設置で道路を占用する場合、許可を受ける必要があります。あらかじめ道路管理課にご相談ください。

## 私道の相談

### 私道を新規整備・再整備するとき wb 364

- ➔住環境整備課 ☎03-5654-8349

次の①または②に該当する私道で、③の要件を満たす場合に、区が標準工事費に対し一定の比率で補助します。

- ①幅員が1.2m以上で、両端が公道か幅員1.2m以上の通り抜けできる私道に接している私道(通り抜け)であること。
- ②幅員が1.2m以上で、利用戸数が2戸以上の私道(行き止まり)であること。
- ③私道に関する地権者と借地人の承諾があること。ただし、再整備については20年以上経過していること。

### 私道を寄付して公道にしたいとき

- ➔道路管理課 ☎03-5654-8385

### 私道に防犯灯を設置(新設・建て替え)するとき wb 365

- ➔道路補修課 ☎03-5654-9585

区が設定した設置費用の9割を補助します。自治町会などを通じてお申し込みください。

## 屋外広告物の許可 wb 367

- ➔道路管理課 ☎03-5654-8379

広告板・広告塔などの屋外広告物(基準内の自家用広告物を除く)の掲出には、許可が必要です。

電柱・街路灯・道路標識などの公共物に、はり紙・立て看板などを掲出することは、原則として禁止されています。これらの違反広告物は、撤去します。

# 水道・下水道

## 水道の相談

- ➔東京都水道局葛飾営業所 立石8-17-4 ☎03-5671-3192
- ➔引越しやご契約の変更 ☎03-5326-1100
- ➔料金、漏水修繕、その他 ☎03-5326-1101

## 下水道の相談

- ➔東京都下水道局東部第二下水道事務所 小菅1-2-1
- ➔公共下水道管の詰まりや臭気 ☎03-3602-5755

## 浄化槽に関する届け出 wb 369

- ➔清掃事務所 ☎03-3693-6113

今まで使っていた浄化槽を廃止するとき、また、新たに浄化槽を使用する場合や、管理者が変わる場合は届け出が必要です。

## 水洗便所補助金 wb 371

- ➔東京都下水道局東部第二下水道事務所 小菅1-2-1 ☎03-5680-1354

くみ取り便所を水洗式に改造する場合、生活保護を受けているなどの申請要件を満たしている方などに、工事費用を補助します。また、水洗化の相談にも応じています。

- ➔住環境整備課 ☎03-5654-8349

区内に住所がある方で都の補助制度を受けた方のうち、都査定工事費(都の補助金の査定対象となった工事金額)が補助額を超えている方に、費用の一部を補助します。

## 私道・宅地内の排水設備の相談

- ➔東京都下水道局東部第二下水道事務所 小菅1-2-1 ☎03-5680-1354

# 住宅・土地

## 都営住宅の入居者募集 wb 374

- ➔東京都住宅供給公社募集センター ☎03-3498-8894
- ➔テレホンサービス ☎03-6418-5571

都営住宅は、住宅に困っていて、収入が一定基準以下の方が対象です。申込方法・入居資格など、詳しくは募集時に配布される「募集のご案内」をご覧ください。

### 募集時期など(申込書配布期間は1週間程度)

募集時期(予定)	募集内容	申込書配布場所
5月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅(若年夫婦・子育て世帯向)・居室内で病死等があった住宅	区役所 区民事務所 区民サービスコーナー 福祉事務所
8月上旬	家族向(ポイント方式※)・単身者向・シルバーピア・居室内で病死等があった住宅	
11月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅(若年夫婦・子育て世帯向)・居室内で病死等があった住宅	
2月上旬	家族向(ポイント方式※)・単身者向・シルバーピア・居室内で病死等があった住宅	
毎月募集(公式HP)	主に若年夫婦・子育て世帯向	公社HPで募集

※ポイント方式とは、ひとり親(母子・父子)・高齢者・心身障害者・多子・車いす使用者・特に所得の低い一般世帯に限った募集です。

## 臨時応急措置としてのり災者の受け入れ

火災などの災害により住宅を失った方を、都営住宅へ一時的に受け入れます。

## 区営住宅・区民住宅の入居者募集 Qwb 374

▶住環境整備課 ☎03-5654-8353

区内在住で住宅に困っている方のために、区が住宅を設置しています。空き家が生じた場合は各世帯に配布している「広報かつしか」などで入居者の募集を案内します。

## 都民住宅・公社住宅

▶東京都住宅供給公社都営住宅募集センター  
渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 3~5階  
☎03-3498-8894 (東京都施行型都民住宅)  
☎03-3409-2244 (公社施行型・借上型・指定法人管理型都民住宅)

都民住宅は、都営住宅・区営住宅の収入基準を超える方を対象とした家族向けの賃貸住宅です。

公社一般賃貸住宅は、公社が定める基準以上の月収がある方を対象にした賃貸住宅です。

▶ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/>

## UR賃貸住宅(旧公団住宅)

▶(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー  
☎03-3347-4375  
空き室状況の問い合わせ  
▶フリーダイヤル ☎0120-411-363

新規と空家の募集があります。空家の募集は、随時受付を行う先着順募集です。

## シルバーピア住宅の入居者募集 Qwb 378

▶住環境整備課 ☎03-5654-8353

賃貸住宅の建て替えによる立ち退きなどで、住宅にお困りの65歳以上のひとり暮らしか、65歳以上の方を含む同居親族が60歳以上の2人世帯の方に、区が民間から借り上げた賃貸住宅をお貸しします(募集は年1回)。

## 高齢者への住宅のあっせん Qwb 379

▶住環境整備課 ☎03-5654-8353

賃貸住宅の建て替えによる立ち退きなどで、住宅にお困りの65歳以上のひとり暮らしの方か、65歳以上の方を含む全員が60歳以上の世帯の方に、民間賃貸住宅をあっせんします。

## 葛飾区高齢者向け優良賃貸住宅 Qwb 380

▶住環境整備課 ☎03-5654-8353

東京都・葛飾区の認定を受けた住宅です。所得に応じて家賃補助があります。

入居資格など詳しくはお問い合わせください。

## UR(旧公団)の高齢者向け優良賃貸住宅

▶(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー  
☎03-3347-4375  
フリーダイヤル ☎0120-411-363

60歳以上の方を対象にした国の制度を活用して家賃負担を軽減し、設備などを高齢者向けに改良した住宅があり、毎月募集しています。

## 単身高齢者の住み替え支援

▶住環境整備課 ☎03-5654-8353

区内在住の60歳以上の住宅確保要配慮者が単身で転居する際の、居住支援サービス契約締結にかかる初回登録料と月額利用料を助成します(所得制限あり)。

## 住宅用家屋証明書の発行 Qwb 382

▶住環境整備課 ☎03-5654-8353

自己の住宅として家屋を新築・購入した方は、区が発行する住宅用家屋証明書を添付することで、登記の際の登録免許税などが軽減されます。

### 登記の登録免許税の軽減

▶東京法務局城北出張所 ☎03-3603-4305

### 不動産取得税の軽減

▶葛飾都税事務所 ☎03-3697-7519

### 所得税の住宅借入金等特別控除

▶葛飾税務署 ☎03-3691-0941

## 東京都のマンション改良工事助成

▶東京都住宅政策本部マンション課 ☎03-5320-7532

分譲マンションの共用部分を修繕、改修(リフォーム)などを行うマンション管理組合が、(公財)マンション管理センターの債務保証を得て(独)住宅金融支援機構の融資を受ける場合、融資金を対象に利子補給します。

## 住宅金融支援機構の融資

▶(独)住宅金融支援機構 ☎03-5800-9366

▶ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

## 分譲マンションアドバイザー制度利用助成

☎住環境整備課 ☎03-5654-8352

(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する分譲マンション管理アドバイザー制度のBコース(相談編)または、マンション建て替え・改修アドバイザー制度のAコース(入門編)を利用した管理組合などに対して、派遣料の半額を助成します。

## 家賃債務保証制度利用助成 wb 386

☎住環境整備課 ☎03-5654-8353

区内在住の方(高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯)が区内の民間賃貸住宅に転居する際に、(財)高齢者住宅財団または家賃債務保証事業者協会加盟の事業者が行う家賃債務保証制度を利用する場合、保証料の一部を助成します。

## 建物の新築・改築の届け出(住居表示) wb 387

☎建築課 ☎03-5654-8356

建築物を建築したときは建築課に届け出てください。4日から5日程度で新しい住居番号を決め、付定通知と表示板を郵送いたします。

## 登記事項証明書、登記事項要約書、公図等の請求・閲覧

☎東京法務局城北出張所 小菅4-20-24 ☎03-3603-4305

## 公示・基準地価格の閲覧

☎契約管財課 ☎03-5654-8167

土地取引の指標として、国土交通省は毎年1月1日、東京都は7月1日現在の土地価格をそれぞれ3月と9月に発表しています。区には、国土交通省地点、東京都地点の公示・基準地があり、その土地価格を契約管財課・区政情報コーナー・区民事務所・区民サービスコーナー・図書館で閲覧できます。

## 用途地域等の都市計画 wb 390

☎都市計画課 ☎03-5654-8328

地域により建築物の用途や高さなどの制限があり、道路や公園など都市計画施設の区域内では建物の建築は制限されます。土地の売買や家などを建築する場合は、ご確認ください。なお、用途地域などは、区のホームページからもご覧になれます。

## 不動産・建設業者に関する問い合わせ

- ☎東京都住宅政策本部不動産課 新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5321-1111(都庁代表)
- ☎不動産取引紛争 ☎03-5320-5071
- ☎業者名簿閲覧 ☎03-5320-5072

宅地建物取引業者(不動産業者)名簿を閲覧することができます(1件300円)。不動産取引の紛争相談(面談による相談)にも応じています。

☎東京都都市整備局建設課

新宿区西新宿2-8-1 ☎03-5388-3351

東京都の許可を受けている建設業者の申請書の閲覧ができます(1件300円)。

## 中高層集合住宅を建設する場合 wb 392

☎住環境整備課 ☎03-5654-8348

階数が3階以上で、住戸数が15戸以上の集合住宅を建設する方は、建築確認申請の前に事前協議の手続きをしてください。

これは、良好な住環境の確保と円滑な近隣関係を維持し、市街地の秩序ある整備を進めるため、建築主の方にご協力をお願いしているものです。

## 中高層建築物の紛争予防と調整 wb 393

☎住環境整備課 ☎03-5654-8352

マンションなど中高層建築物の建築により、日照、騒音、電波障害、工事被害などの紛争を未然に防止するため、建築主に対し、「建築計画のお知らせ(標識)」看板の設置や、建築物の概要や影響と対策についての近隣住民への説明を義務付けています。

話し合いで解決が図れず紛争になったときには、区によるあっせん・調停の制度があります。

**建築延べ面積10,000㎡を超える建築物の紛争**

☎東京都都市整備局市街地建築部調整課 ☎03-5388-3377

## 民間建築物バリアフリー化整備費の補助 wb 394

☎福祉管理課 ☎03-5654-8243

飲食店、物品販売店などの不特定多数が利用する建築物をバリアフリー化する方に、整備費の一部を補助します。ただし、面積などにより対象にならない場合があります。個人の住宅や集合住宅の整備は対象となりません。工事着工前の申し込みが必要です。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

## 建築・開発行為等を行う場合

宅地開発 **Qwb 395**

➔住環境整備課 ☎03-5654-8349

500㎡以上の土地で建物の建築などを目的に区画形質の変更を行う場合は、許可が必要です。

500㎡未満の土地に建築基準法に基づく道路をつくる場合は、道路位置指定の申請が必要です。

400㎡以上の土地で区画形質の変更を行う場合や、一団の土地を6棟(区画)以上に分割する場合は、事前協議が必要です。

標識の設置 **Qwb 396**

➔都市計画課 ☎03-5654-8372

延べ面積が3,000㎡を超える建築・開発行為などを行う事業者は、事業に係る情報を記載した標識を、建築確認・開発許可などの申請を行う90日前までに設置し、区に届け出てください。

地区計画 **Qwb 530**

➔都市計画課 ☎03-5654-8328

地区計画の区域内で建築や区画形質の変更などを行う場合は、着手の30日前までに届け出が必要です。届け出が必要ない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 東京都福祉のまちづくり条例 届け出(特定施設の届出) **Qwb 397**

➔住環境整備課 ☎03-5654-8349

医療・福祉施設・物品販売用店舗・サービス店舗、一定規模以上の飲食店・共同住宅などの新築、改修をするときは、利用者が安全で円滑に利用できるようにスロープ・階段・エレベーター・トイレなどの整備計画について建築確認申請の前に届け出が必要です(バリアフリー条例対象施設は、届け出が免除となる場合があります)。

## 土地売買などの届け出 **Qwb 399**

➔都市計画課 ☎03-5654-8328

200㎡以上の土地で都市計画施設(道路など)を含む土地か、5,000㎡以上の土地の取引をしようとするときは、事前に届け出が必要です。

2,000㎡以上の土地の取引(予約を含む)をした場合、契約締結日から2週間以内に区を経由して都知事に届け出が必要です。

## 建築物解体工事等に係る 事前周知の報告 **Qwb 400**

➔環境課 ☎03-5654-8238

建築物の解体工事(解体延床面積が80㎡以上)や吹き付けアスベストの除去工事などをするときには、事前周知の報告が必要です。

## 特定建設作業実施の届け出 **Qwb 401**

➔環境課 ☎03-5654-8238

建設工事などの作業のうち、法律で定める著しい騒音や振動を発生させる機械を使用する作業を行うときは届け出が必要です。

## アスベスト対策に関する助成 **Qwb 402**

➔建築課 ☎03-5654-8552

区内の住宅および共同住宅を対象に、屋外又は屋内にアスベストを含有する吹付け材の使用の有無の調査と除去工事などの費用の一部を助成します。事前にご相談ください。

## アスベスト含有建築物 解体工事等の届け出 **Qwb 403**

➔環境課 ☎03-5654-8238

吹付け材や保温材などとしてアスベストを使用している建築物などの解体・改修をするときは、下記の届け出が必要です。

工事内容	届け出	大気汚染防止法	東京都環境確保条例
吹付けアスベストの使用面積	15㎡以上	○	○
	15㎡未満	○	-
吹付けアスベスト、保温材などが使用されている建築物の延べ面積または工作物の築造面積	500㎡以上	○	○
	500㎡未満	○	-

### アスベストの廃棄物処理について

➔東京都環境局産業廃棄物対策課 ☎03-5388-3586  
建築物の解体等の作業におけるアスベスト対策について

➔向島労働基準監督署 ☎03-5630-1032

## 建設リサイクル法の届け出 wb 729

➡建築課 ☎03-5654-8552

建設リサイクル法の対象となる、建築物の解体工事、建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替え（リフォームなど）などの工事、建築物以外の工作物の工事（土木工事など）を行う際には、床面積や工事金額により届け出が必要です。

## 建築確認申請

➡建築課 ☎03-5654-8557

建築物を建てる場合、敷地・用途・建ぺい率・容積率・高さなど、さまざまな制限があります。工事を始める前には、建築確認申請が必要です。

建築物の用途、構造や敷地によっては、区長の許可が必要な場合があります。延べ面積が1万㎡を超える場合は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（☎03-5388-3372）へご相談ください。

# 消費生活

## 消費生活センター wb 406

➡立石5-27-1 ウィメンズパル内  
☎03-5698-2316 72ページ  
➡消費生活相談専用 ☎03-5698-2311

消費生活および個人情報に関する相談事業、消費生活情報の提供、暮らしに役立つ消費者講座などを行っています。

**【利用時間】** 月～金曜日 午前9時～午後5時  
消費生活相談（76ページ）は午後4時30分まで

**【休館日】**  
土・日曜日、祝日、年末年始、館内清掃日

### 展示室

消費生活について、パネルによる紹介や資料・図書の閲覧、貸し出しを行っています。パソコンによる消費生活情報の検索もできます。

**【開室時】**  
▷月～土曜日 午前9時～午後9時30分  
▷日曜日、祝日 午前9時～午後5時

### 【図書の貸し出し、情報検索用パソコンの利用時間】

▷月～金曜日 午前9時～午後5時  
(祝日、年末年始を除く)

## 消費生活相談 wb 409

➡消費生活センター ☎03-5698-2311

契約のトラブル、クーリング・オフの手続き、さまざまな悪質商法などの相談に、専門の消費生活相談員が問題解決のお手伝いをします。相談は無料です。プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。

## 消費者問題講師派遣制度 wb 407

➡消費生活センター ☎03-5698-2316

5人以上のグループで、消費生活についての勉強会をするときに、無料で講師の派遣を行います。

町会や地域の集まり、企業の新人研修、小・中学校での消費者教育授業やPTAの学習会などにもご利用いただけます。

## リサイクルコーナー wb 410

➡消費生活センター ☎03-5698-2316

家庭で不要となっている新品・新品同様の日用雑貨（家具、電化製品、食品などを除く）をお預かりして、販売の仲介をしています。フリーマーケット（登録制）も同時に開催しています。

**【開催日】**  
原則として毎月第2土曜日 午前10時～午後2時  
**【出品受付日】**  
原則として開催日の属する週の月・火・水曜日  
午前10時～午後2時

### 葛飾区消費生活センター

葛飾区 立石5-27-1

突然の訪問 不審な電話 強引な勧誘

「あやしいな」「何か変だな」

## すぐ相談!

守くん ☎03-5698-2311 未来ちゃん

受付 平日 午前9時～午後4時30分

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155  
葛飾警察署 ☎03-3695-0110  
月曜～土曜午前9時～午後5時 亀有警察署 ☎03-3607-0110

# ボランティア・地域活動

## かつしかボランティア・地域貢献活動センター

Qwb 412

☉堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階 ☎03-5698-2511 📄72ページ

ボランティア活動をしている方や、これから活動しようと思っている方、ボランティアを必要としている方の相談や各種講座、研修会などを実施しています。

### 【相談窓口】

月～金曜日、第1・3土曜日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時

### 【録音室】

目の不自由な方のために図書などの録音テープ作りなどを行うボランティアの方が無料で利用できます。

### 【活動室】

ボランティア活動をしている方の学習会、打ち合わせに利用できます。

### 【施設利用】

月～土曜日 午前9時～午後9時30分  
日曜日、祝日 午前9時～午後5時30分

【活動室使用料金】 ※登録団体は免除されます。

使用者の区分	午前	午後(1)	午後(2)	午後(全)	夜間	全日
	午前9時～正午	午後1～3時	午後3時30分～5時30分	午後1～5時30分	午後6時～9時30分	午前9時～午後9時30分
福祉ボランティア活動を行い、またはこれを援助する団体か個人	400円	300円	300円	600円	700円	1,400円
上記以外の団体か個人	1,200円	900円	900円	1,800円	2,100円	4,200円

## (社福)葛飾区社会福祉協議会 Qwb 411

☉堀切3-34-1 ウェルピアかつしか3階  
☎03-5698-2411 📄72ページ

社会福祉協議会は、全国の市区町村に法律で設置されている社会福祉法人です。

葛飾区社会福祉協議会では、区民の方や区・関係機関などと協力して、支援を必要とする方々への福祉活動や事業を推進しており、その事業費用は主に寄付金や区民の方々などからの会費によって支えられています。

ホームページ

<https://www.katsushika-shakyo.com/>



社協キャラクター「アエナちゃん」

## 寄付

☉(社福)葛飾区社会福祉協議会  
☎03-5698-2411

## かつしかファミリー・サポート・センター Qwb 230

☉(社福)葛飾区社会福祉協議会  
☎03-5698-4151

生後6カ月から小学校6年生までのお子さんを対象に、保育園・学童保育の送迎や子どもの一時的な預かりなどの育児支援サービスを有償(1時間800円)で実施する地域の支え合い活動です。

この活動の担い手となるサポート会員を常時募集しています。会員登録など詳しくはお問い合わせください。

## しあわせサービス Qwb 418

☉(社福)葛飾区社会福祉協議会  
☎03-5698-3216

高齢の方や障害のある方、ひとり親家庭の方、妊娠婦の方などのための、会員制による有料の家事援助サービスです。

利用会員として登録した方に家事や簡単な介助のお手伝いをする方(協力会員)を派遣します。

【費用】 利用料 1時間700円 年会費600円

また、協力会員を募集しています。活動した方には1時間700円をお支払いします。

登録方法など、詳しくはお問い合わせください。

## 地域コミュニティ施設(197ページ)

◎地域振興課 ☎03-5654-8216

自治町会の打ち合わせや講演会、学習、健康体操、介護予防など区民の皆さんがお互いの交流を深める場として利用できます。営利を目的としたものや不特定多数が集まる集会には、利用できません。

地区センター(19施設) 🔍wb 413

学び交流館(4施設) 🔍wb 445

集い交流館(28施設) 🔍wb 446

憩い交流館(16施設) 🔍wb 447

**【窓口受付時間】** 午前8時30分～午後9時

**【利用時間区分】**

地区センターおよび学び交流館

▷午前9時～正午

▷午後1～3時

▷午後3時30分～5時30分

▷午後6～9時

憩い交流館および集い交流館

▷午前9時～正午

▷午後1～5時

▷午後6～9時

**【利用料金】**

各施設ごと、使用目的によって利用料金が異なります。料金体系は目的内使用と目的外使用の2区分です。

▷目的内使用

地域コミュニティづくりのために利用する場合

▷目的外使用

上記以外の使用目的のために利用する場合

詳しくはお問い合わせください。

**地域コミュニティ施設を使うには**

**登録について**

団体登録または利用者登録を行うと、全ての地域コミュニティ施設を利用できます。ただし、地区センターのホール・区民ロビーのみを利用する場合は、登録がなくても利用できます。

▷団体登録

5人以上で、その5割以上が区内在住・在勤・在学の方で構成している団体

団体の規約(会則)・会員名簿を用意し、地区センター・学び交流館で登録してください。

団体登録の方は利用者会議に参加することができます。

詳しくはお問い合わせください。

▷利用者登録

運転免許証などの本人確認書類を用意し、地区センター・学び交流館で登録してください。

**予約について**

下記の施設以外は、利用者会議終了後、利用日前月の1日の午前8時30分から窓口・インターネット予約できます。

▷地区センターホール(申請が重複した場合は抽選)

**【窓口受付】**

利用日の3カ月前の月の初日から利用施設の窓口で受け付けます。

利用施設以外の地区センター・学び交流館の窓口でも、利用日3カ月前の月の5日から受け付けます。

**【インターネット予約】**

利用日の2カ月前の月の初日から予約ができます。

▷地区センター区民ロビー

利用日の3カ月前の月の初日から、利用施設の窓口で受け付けます。インターネット予約はできません。

**207・208ページでも施設の申込方法などについて紹介しています。**





## 立石地区センター別館・勤労福祉会館

➡立石3-12-1

➡立石地区センター別館 ☎03-3694-7710

➡勤労福祉会館 ☎03-3694-7305

**【開館時間】** 午前9時～午後9時30分

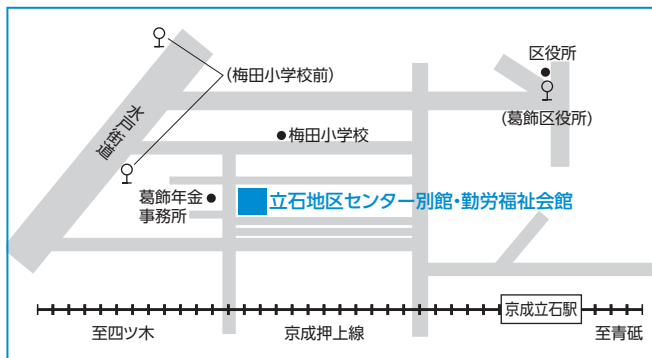
**【休館日】** 年末年始(12月29日から1月3日)

**【利用方法】** 利用日の2カ月前の月の1日午後6時から利用者会議を開催し、受け付けます。利用者会議以後は、利用日の前月の1日から随時受け付けます。卓球室を個人で利用する方は、当日利用券を購入してください。

**【利用料金】** (単位:円)

施設名/ 使用区分	午前	午後(1)	午後(2)	午後(全)	夜間	全日	
	午前9時 ～正午	午後1 ～3時	午後3時30分 ～5時30分	午後1時 ～5時30分	午後6時 ～9時30分	午前9時 ～午後9時30分	
大会議室	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600	
小会議室	300	150	150	300	400	800	
和室	500	250	250	500	900	1,600	
集会室	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600	
多目的室	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600	
練習室	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600	
卓球室	貸切	1,200	650	650	1,300	1,900	3,600
	個人 利用	1人1時間40円					

器具の使用料は別料金です。



**【交通】** 京成立石駅 徒歩10分

京成バス(新小53)・京成タウンバス(有57・有70・綾02・新小52乙) 「葛飾区役所」下車 徒歩10分  
都バス(草39・錦37・上23出入) 「梅田小学校前」下車 徒歩5分

### ➡勤労福祉会館

主に中小企業で働く方の文化・教養・レクリエーションのための施設です。どなたでもご利用になれます。

## 学校支援ボランティア・学生ボランティア

➡地域教育課 ☎03-5654-8482

地域の皆さんや学生の方にボランティアとして登録していただき、区の教育活動を支援していただく制度です。

### 学校支援ボランティア

**【対象】** 中学校卒業以上の年齢の方

#### 【内容】

- ▷国語・算数・英語などの教科指導や、クラブ活動・部活動などの支援
  - ▷図書の整理や読み聞かせ、校舎の補修、受付業務、校内巡回など
- 謝礼はありません。

### 学生ボランティア

**【対象】** 大学生(短大・大学院を含む)

#### 【内容】

- 学習活動、部活動などへの支援、介助を要する児童・生徒の対応など
- 活動実績に応じて、図書カードを支給します。

## 国際交流ボランティア wb 730

➡文化国際課 ☎03-5670-2259

区や指定管理者などが行う国際交流事業に協力していただきます。「語学ボランティア」「交流スタッフ」「ホームステイボランティア」の3つの種類があります。登録方法など詳しくはお問い合わせください。

## ボランティア保険 wb 419

➡総務課 ☎03-5654-8141

区内でボランティア活動をしている団体の指導者の方とボランティア活動に従事する方(高校生以上)に安心して活動していただくための保険です。保険料は無料です。

活動関連の担当課にお申し込みください。

保険内容		補償限度額	
損害賠償責任事故	身体賠償	最高 1名	1億円
		最高 1事故	2億円
	財物賠償	最高 1事故	1,000万円
	保管物賠償	最高 1事故	500万円
傷害事故	死亡	1名	335万円
	後遺障害	1名	10～335万円
	入院	日額	5,000円 (180日限度)
	通院	日額	1,000円 (90日限度)